

生活保護法の指定介護機関のみなし指定について

沖縄県生活福祉部
保護・援護課 保護・自立支援班

1 指定介護機関の指定について

生活保護法の一部改正の施行により、平成26年7月1日から介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた場合には、生活保護法第54条の2第2項の規定により、生活保護法の指定介護機関として指定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))による指定を含む。以下同じ。)を受けたものとみなされることとなっております。**みなし指定介護機関となった場合、生活保護法の指定を改めて受ける必要はございません。**

ただし、平成26年6月30日以前に介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた場合で、生活保護法の指定を受ける場合は申請が必要になりますので、所在地を管轄する福祉事務所へ「指定介護機関指定申請書(第5号様式)」等の申請書類を御提出ください。

なお、みなしの指定を不要とする場合は、介護保険事業を開始する前に沖縄県保護・援護課宛てに「指定介護機関の指定を不要とする申出書(第7号様式)」を御提出ください。

2 廃止・変更・休止等の届出について

指定介護機関について、所在地や名称、開設者の変更または事業の廃止・休止・指定の辞退等を行う場合は、所在地を管轄する福祉事務所へ届出書を御提出ください。変更・廃止・休止・再開については、該当する事項が生じてから**10日以内**に届出をお願いいたします。また、辞退については、**30日以上**の予告期間を設ける必要があります。

- ・指定医療機関等変更届出書(第10号様式)
- ・指定医療機関等廃止・休止届出書(第11号様式)
- ・指定医療機関等再開届出書(第12号様式)
- ・指定医療機関等指定辞退届出書(第13号様式)
- ・指定医療機関等処分届出書(第14号様式)

3 情報の掲載

上記に掲載した届出書様式等の生活保護法の指定介護機関に関する情報は沖縄県保護・援護課のホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/seikatufukushi/1007896/1007908/1007911.html>

<問合せ先>

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 県庁3階

沖縄県 生活福祉部 保護・援護課 保護・自立支援班

電話:098-866-2428 FAX:098-866-2758

指定介護機関介護担当規定

(平成 12 年3月 31 日 厚生省告示第 191 号)

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の2第4項において準用する同法第 50 条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規定を次のように定め、平成 12 年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規定の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第 54 条の2第5項において準用する 同法第 52 条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

(平成 12 年4月 19 日 厚労省告示第 214 号)

(改正 令和6年厚生労働省告示第 180 号)

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の2第4項において準用する同法第 52 条第2項の規定に基づき、生活保護法第 54 条の2第4項において準用する同法第 52 条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成 12 年4月1日から適用する。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 127 条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 136 条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 9 条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)第 11 条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 30 年厚生労働省令第5号)第 14 条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 六 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 135 条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 七 介護保険法(平成9年法律第 123 号)第 51 条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 八 介護保険法第 51 条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 九 介護保険法第 61 条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十 介護保険法第 61 条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

生活保護介護扶助に係る保険優先公費及び適切な請求について

沖 縄 県 生 活 福 祉 部
保 護 ・ 援 護 課 保 護 ・ 自 立 支 援 班

1 生活保護法における保護の補足性(他法優先)について

生活保護法第4条第2項には、「民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定されており、生活保護の基本原則となっております。

2 保険優先公費について

介護報酬においては介護保険の利用を優先するほか、様々な公費負担制度が整備されており、それらは保険優先公費として適用優先度が存在しております。そこで生活保護法の他法優先の基本原則に基づき、生活保護受給者が介護サービス等を利用し、介護事業所からの介護報酬請求に際しましては、他法の利活用を考慮する必要があります。介護券に基づき請求する生活保護法の「介護扶助(公費12)」は優先度が最も低い位置づけとなっております。(別紙「保険優先公費の一覧(適用優先度順)」より参照)

3 適切な請求について

(1) 介護扶助に優先して適用される各公費負担制度の受給者証等がある場合の請求は、各公費になりますので、給付対象と適用されるサービス種類をご確認のうえ請求ください。

(例1) 難病受給者証を有している生活保護受給者が訪問リハビリ、居宅療養管理指導(訪問診療・薬剤)を利用しているケース

適切な対応 難病法に基づく指定医療機関であれば、「特定医療(公費54)」が優先されるため、負担1割は公費54で請求することになります。介護券の発券はありません。

(例2) 生活保護受給者を介護扶助で対応していたが、後日被爆者手帳保持者であることが発覚したケース

適切な対応 被爆者の介護サービス利用時においては、福祉系サービス(介護老人福祉施設等)は公費81、医療系サービス(介護老人保健施設等)は公費19が優先されますので、介護報酬の過誤調整依頼を行ってください。

※被爆者の介護保険(介護サービス)利用時の公費負担対象の詳細については、県地域保健課HPをご確認ください。

(2) 介護券が手元に届いてから介護報酬に係る請求を行うようお願いいたします。介護事業所からの介護報酬請求は国保連合会の審査を経て、本庁で介護報酬の知事決定を行う流れとなっておりますが、福祉事務所においても発券した介護券と請求内容が一致しているかを確認しております。介護事業所によっては、介護券の到着を待たずに前月と同一の公費受給者番号等により請求を行う場合がありますが、福祉事務所内で区分変更等により介護券発券を保留しているケースがありますので注意が必要です。(介護券が届かない場合は、管轄の福祉事務所へお問合せください。)

保険優先公費の一覧（適用優先度順）

項番	制度	給付対象	法別番号	資格証明等	公費の給付率	負担割合	介護保険と関連する給付対象
1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護、医療機関の介護予防短期入所療養介護及び介護療養施設サービスにかかる特定診療費、介護医療院の短期入所療養介護、介護医療院の介護予防短期入所療養介護及び介護医療院サービスにかかる特別診療費及び緊急時施設診療費並びに介護老人保健施設の短期入所療養介護、介護老人保健施設の介護予防短期入所療養介護及び介護保健施設サービスにかかる特別療養費
2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「更生医療」	身体障害者に対する更生医療（リハビリテーション）	15	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関及び介護医療院の訪問リハビリテーション、医療機関及び介護医療院の介護予防訪問リハビリテーション、医療機関及び介護医療院の通所リハビリテーション、医療機関及び介護医療院の介護予防通所リハビリテーション、介護療養施設サービス及び介護医療院サービス
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様（医療全般）	19	被爆者手帳	100	介護保険優先残りを全額公費（※）	介護保健施設サービス及び介護医療院サービス含め医療系サービス（介護予防サービスを含む）の全て
5	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）「特定医療」	特定の疾患のみ	54	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関及び介護医療院の訪問リハビリテーション、医療機関及び介護医療院の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、介護療養施設サービス及び介護医療院サービス

6	被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について（平成14年4月1日健発第0401007号）	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体化症状・心身症のみ	86	受給者証	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	訪問看護、介護予防訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び介護医療院サービスの医療系サービスの全て
7	特定疾患治療研究事業について（昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	同上	訪問看護、介護予防訪問看護、医療機関及び介護医療院の訪問リハビリテーション、医療機関及び介護医療院の介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、介護療養施設サービス及び介護医療院サービス
8	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知）「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	同上
9	「水俣病総合対策費の国庫補助について」（平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知）「療養費及び研究治療費の支給」	水俣病発生地域において過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性のある者における水俣病にもみられる症状に関する医療	88	医療手帳、 被害者手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	介護保健施設サービス及び介護医療院サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）
10	「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」（平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知）「研究治療費の支給」	メチル水銀の曝露に起因するものでないことが明らかなものを除く疾病等の医療	88	医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	介護保健施設サービス及び介護医療院サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）
11	「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」について（平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知）「医療費の支給」	茨城県神栖町におけるジフェニルアルシンの曝露に起因する疾病等の医療	87	医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費 （※）	介護保健施設サービス及び介護医療院サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）

12	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）「指定疾病に係る医療」	指定疾病に係る医療	66	石綿健康被害医療手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費	介護保健施設サービス及び介護医療院サービス（介護予防サービスを含む）の全て（ただし、介護保健施設サービスにおいては所定疾患施設療養費等に限る）
13	特別対策（障害者施策）「全額免除」	障害者施策利用者への支援措置	58	受給者証	100	介護保険優先 残りを全額公費	訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問型サービス（みなし）及び訪問型サービス（独自）
14	原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について（平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知）「介護の給付」	低所得者の被爆者に対する訪問介護、訪問型サービス（みなし）及び訪問型サービス（独自）	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費（※）	訪問介護、訪問型サービス（みなし）及び訪問型サービス（独自）
15	原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について（平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知）「介護の給付」	被爆者に対する介護福祉施設サービス等、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス（みなし）及び通所型サービス（独自）	81	被爆者健康手帳	100	介護保険優先 残りを全額公費（※）	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所型サービス（みなし）及び通所型サービス（独自）
16	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）「介護支援給付」	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象サービス	25	介護券	100	介護保険優先 利用者本人負担額がある	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象と同様
17	生活保護法の「介護扶助」	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象サービス	12	介護券	100	介護保険優先 利用者本人負担額がある	介護保険及び介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を除く）の給付対象と同様

※ ただし、保険料滞納による介護給付等の額の減額分については公費負担しない。

令和5(2023)年7月から 生活保護法に基づく 指定医療機関の申請・届出が簡素化されます

これまでの手続き

保険医療機関等の申請等は地方厚生局等へ、生活保護法に基づく指定医療機関の申請等は都道府県等へ、それぞれ提出することとされていました。

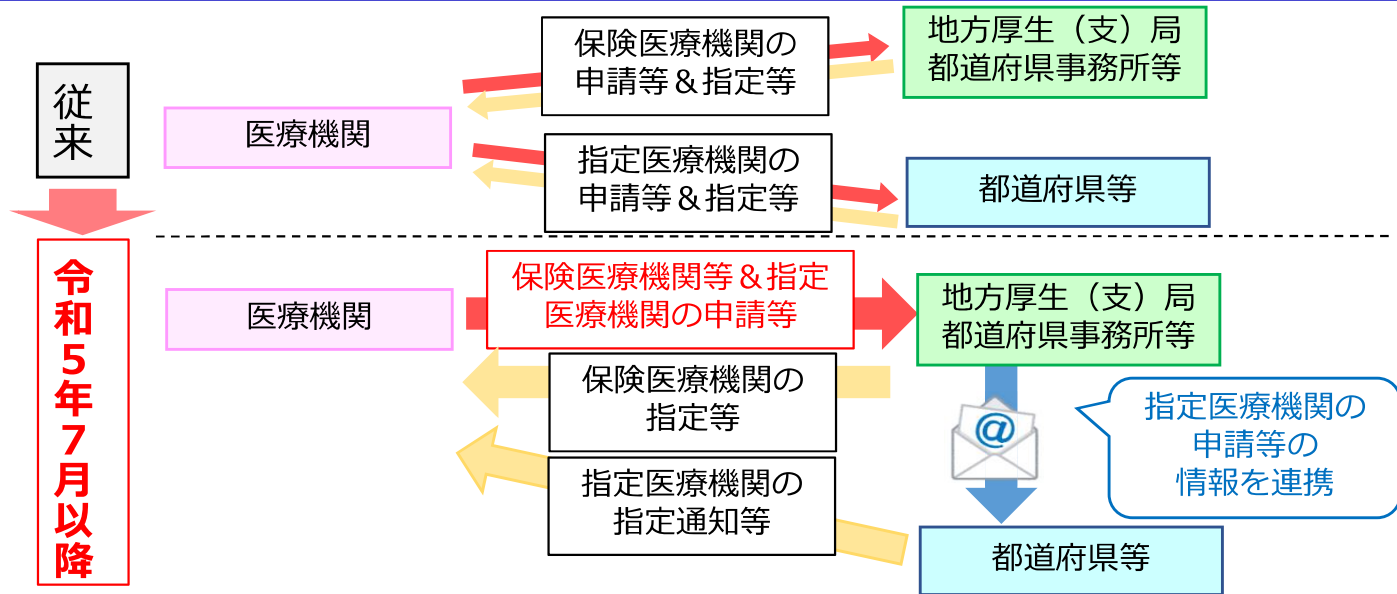
令和5(2023)年7月からの手続き

- ・ 指定医療機関の申請等（新規指定申請、更新申請、変更届、廃止届、休止届、再開届、辞退の申出）を、医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局 都道府県事務所等を経由して都道府県等に提出することが可能になります。
- ・ 保険医療機関等の申請等の様式と指定医療機関の申請等の様式を統合し、1枚で2つの申請等を兼ねることが可能になります。

⇒**保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行う場合については、1枚の様式で、地方厚生（支）局都道府県事務所等に提出できるようになります。**

※保険医療機関等の申請等をオンラインで行う場合は、指定医療機関の申請等も併せてオンラインで行うことができるようになります（新規指定申請を除く）。

保険医療機関等電子申請・届出等システムの利用開始にあたり、ID/PWの発行が必要となります。申請先は、ヘルプデスク担当 ID/PW発行窓口 (h-insurance-apply@am.nttdata.co.jp) になります。



注意点

- ・ 訪問看護ステーション、指定介護機関、指定施術機関は対象外です。
- ・ 引き続き、保険医療機関等の申請等と別に、指定医療機関の申請等を直接都道府県等に提出することも可能です。
- ・ 地方厚生局等に提出する場合でも、引き続き生活保護法に基づく指定や取消等の処分は都道府県知事等が行います。生活保護法に基づく申請等に関する詳細は、都道府県等にお問合せください。